

株式会社 イントラスト

定 款

制定日	2006年3月2日
改定日	2007年3月20日
改定日	2010年3月20日
改定日	2010年4月1日
改定日	2010年5月28日
改定日	2010年9月10日
改定日	2011年11月24日
改定日	2012年5月1日
改定日	2012年6月7日
改定日	2013年6月1日
改定日	2014年5月26日
改定日	2014年6月23日
改定日	2014年10月1日
改定日	2015年6月29日
改定日	2015年9月18日
改定日	2016年3月25日
改定日	2016年6月22日
改定日	2018年3月1日
改定日	2022年6月22日

株式会社イントラスト



第 1 章 総 則

第1条（商 号）

当会社は株式会社イントラストと称し、英文では、Entrust Inc. と表示する。

第2条（目 的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 保証業およびそれに関する受託業務
- 2 情報処理ならびに情報提供および各種システムの提供サービス
- 3 ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務
- 4 損害保険代理業
- 5 生命保険代理業
- 6 建物およびそれに付帯する設備等の管理業務
- 7 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- 8 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行なう。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定め

る事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第 20 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 21 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び各監査役が記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 31 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 32 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 35 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 36 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 37 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 38 条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、

同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第39条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第43条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第44条（剰余金の配当）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条（期末配当金の除斥期間）

期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金には利息をつけない。

(附則)

現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしつ供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上、現行定款に相違ありません。

令和4年6月22日

東京都千代田区麹町一丁目4番地

株式会社 イントラスト

代表取締役 桑原 豊